



日環エコ第060623070号  
2006年 6月23日

水海道産業株式会社 殿

財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局



## エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書（認定）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、当協会のエコマーク事業運営に関しまして、格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社からのエコマーク商品認定審査の申込につきましては、審査の結果、認定となりましたのでご通知申し上げます。

つきましては、エコマーク使用契約を締結いたしたく、同封の「エコマーク使用契約書」及び支払担当者様宛に送付する「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」（各2通）につきましては、記入・押印（社印・代表社印）のうえ、当事務局まで郵送またはご持参くださるようお願い申し上げます。（契約書の日付は、記入しないで下さい。また、収入印税法第5条第1号の規定により収入印紙を貼付する必要はありません。）

なお「エコマーク使用規定」第4条により、本通知書の発信日から2ヶ月以内に「エコマーク使用契約書」及び「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」が締結されない場合は、自動的に認定は取り消されることとなりますのでご留意下さるよう念のため申し添えます。

敬具

### 記

#### 1. 認定商品

- 1) エコマーク認定番号 06 131 008  
2) エコマーク商品類型名 No. 131 「土木製品Version1.3」

3) 商品ブランド名 クリスタル

4) 型式等 裏面に記載の通りとする。

5) マーク下段の表示 該当する認定基準書に記載の表示方法に従うこと。

#### 2. 認定の条件

商品等へのエコマークの使用は「エコマーク使用契約書」締結後よりとする。  
埋戻材としての認定であることの表示を条件とする。

以上